

大分県土木建築部保管管理システム
保守条件書

保守条件書

1 保守対象及び内容

(1) 保守対象

大分県土木建築部保管管理システムサーバ等機器一式

(2) 保守内容

保守対象機器の修理及び部品交換（保守期間中については、補修部品（付属品を含む）を常時保有するとともに供給／納入を保証すること。また、無停電電源装置（UPS）の保守に関しては、バッテリーの交換オプションを付属すること。）。

なお、OSを含むソフトウェアに関する保守サポート契約は不要とする。

(3) その他

保守作業後、保守対象機器が正常に動作することを確認すること。

部品交換のうち、交換・回収した内蔵記憶装置（ハードディスク）については、データ読み出しが出来ないように物理破壊等の処理を行うこと。

2 業務の時間

大分県の勤務時間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分）（以下「開庁日」という。）とする。

3 保守作業の対応期間及び場所

保守担当業者が行う保守作業の対応期間及び場所は、原則として次のとおりとする。

(1) 対応期間及び場所

保守作業は、原則、職員が、保守担当業者に対して保守作業の連絡を行った日（以下「連絡日」という。）から翌勤務日の午後5時までに、機器等設置場所に訪問し対応を行う。

(2) 保守体系図

保守作業に関する作業体系及び連絡体系は、別紙「作業・連絡体系図」のとおりとする。

4 保守作業経費

故障した機器の原型復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、すべて賃借料に含む。

5 保守業務の対象外とする事項

次に掲げる事項については、本仕様書に基づく受託者の保守業務の対象外とすることができる。

(1) 大分県の故意又は過失により発生した故障

(2) 天災地変等大分県又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により発生した故障

(3) 故障していない機器に係る清掃作業

6 保守作業の確認

(1) 保守担当業者は、3に掲げる保守業務を終了したときは、直ちに大分県土木建築部公共工事入札管理室職員の作業終了検査を受けなければならない

(2) 保守担当業者は、(1)の検査終了の翌日（翌日が開庁日でない場合は、翌日以降直近の開庁日）までに保守作業の内容等を記載した報告書（様式は任意）を大分県土木建築部公共工事入札管理室に提出しなければならない。

7 機器設置の場所

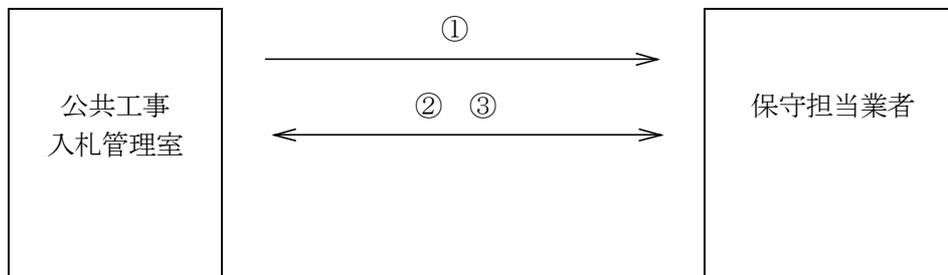
借入機器の設置場所は、土木建築部公共工事入札管理室 執務室内とする。

なお、大分県が必要と判断した場合は、納入した設置場所から機器を移動して使用することを了承すること。

以上

(別紙)

作業・連絡体系図



- ① サーバ等に不具合が発生した際に、公共工事入札管理室は不具合の原因が保守対象機器の故障等と考えられる場合、保守担当業者に保守作業を依頼する。
- ② 保守担当業者は保守対象機器の設置場所に出向いて保守作業を行う。
- ③ 保守担当業者は②の作業が完了した場合は、その都度、保守作業報告書により作業内容を公共工事入札管理室に報告する。